

対象範囲の考え方(特に、方向性2、方向性3の明確化)

(総論)

- ・行政認定と裁判所の救済事例について、被曝要件、疾病要件の対象範囲に分けて考えることとしてはどうか。

(被曝要件)

- ・国際的にも認められた現時点での科学的知見を前提とすると、既にグレーゾーンも含めて認定しており、これ以上距離要件を拡大することは、難しいのではないか。
- ・距離要件に該当しない場合であっても、その後爆心地に入っていた等の行動をよく精査した上で、個別に認定される余地を残すべきではないか。

(疾病要件)

- ・疾病要件については、国際的に認められたものについて、取り入れていくべきではないか。
- ・対象とすべき疾病については、専門家の意見を聞いた上で検討会に報告をしていただくことが考えられるのではないか。

(適切な見直し)

- ・硬直したままにするのではなく、科学的に検証し、判断を広げていくという柔軟性を持つことが大切ではないか。

(現行制度について)

- ・現行の「放射線起因性のある」疾病が不明確であり、被爆者には分かりにくいのではないか。
- ・却下理由が簡単であり、理由が分からない。はっきりさせるべきではないか。

(新たな類型を設けることについて)

- ・現行制度においても、疫学的には放射線の影響がはっきりしないものを含んで認定が行われており、現行の医療特別手当の外側に健康管理手当との間で新たな類型を設けることは難しいのではないか。
- ・センシティブであるが、放射線起因性というより疾病の重篤度で差を付ける考え方について、方向性3とともに検討してはどうか。

(その他)

- ・「裁判例や医療分科会の客観的な積み重ねを尊重しつつ、相当程度判断が固まった」の意味。
- ・「裁判例や医療分科会の客観的な積み重ね」を中心に考慮すれば足りるのか。
- ・「相当程度判断が固まった」とはどの程度の状態を想定するのか。

前回の議論の整理

行政認定と司法判断の乖離について

- ・行政認定と司法判断の乖離の解消を完全に図ることは困難ではないか。その上で、行政認定と司法判断の乖離を出来るだけ小さくするため、どのようなことをすべきか検討すべきではないか。

放射線起因性の考え方について

- ・制度の前提として、放射線起因性の概念は一番支えになる概念であり、維持されるべきではないか。

科学的知見と救済対象の範囲について

- 救済対象を検討するに当たっては、ある程度科学的知見に基づいて考えざるを得ないのではないか。
- また、個々人の行動は必ずしも明らかでない場合があるので、外形的な基準で判断することが適当ではないか。
- 科学的に明らかでない場合、特に、残留放射線の影響について現段階では基準に取り込むほど明確だとは言えないのではないか。その上で、個別に判断する余地を残すということではないか。更に、将来的に必要なが生じれば基準に取り込むということではないか。
- 救済対象範囲を考えるに当たっては、放射線起因性ととも、要医療性をどう判断するかという問題も検討すべきではないか。